

○岩手県警察本部長が所管する出資法人における個人情報の保護に関する指針

(平成18年岩手県警察本部告示第1号)

[沿革] 平成20年11月第2号、23年1月第2号、24年7月第2号、30年11月第4号改正

岩手県警察本部長が所管する出資法人における個人情報の保護等に関する指針を次のように定める。

岩手県警察本部長が所管する出資法人における個人情報の保護に関する指針

第1章

(趣旨)

第1 この指針は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第49条の規定に基づき、岩手県警察本部長（以下「本部長」という。）が所管する出資法人が、その保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講じる際によりどころとなるよう定めるものである。

(定義)

第2 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施団体が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(3) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(4) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(5) 保有個人データ 実施団体が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。た

だし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの及び6月以内に消去することとなるものを除く。

ア 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

イ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

ウ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがあるもの

エ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(7) 実施団体 公益財団法人岩手県暴力団追放推進センターをいう。

(8) 文書等 実施団体の役員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第170条第1項に規定する評議員を含む。以下同じ。）又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施団体の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該実施団体が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第2章 実施団体の義務

(利用目的の特定)

第3 実施団体は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 実施団体は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第4 実施団体は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第3の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 実施団体は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者（個人情報の保護に関する法律第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。）から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令等の定める事務を遂

行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第5 実施団体は、個人情報を取得するときは、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

2 実施団体は、個人情報を取得するときは、本人から直接取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものから取得するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から取得することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、本人から取得することにより、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施が困難になるおそれがあると認められるとき。

3 実施団体は、要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は要配慮個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために欠くことができないと認められるときは、この限りでない。

(取得に際しての利用目的の通知)

第6 実施団体は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 実施団体は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 実施団体は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該実施団体の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(適正管理)

第7 実施団体は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 実施団体は、利用目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保たなければならない。

(役員及び職員の義務)

第8 実施団体の役員若しくは職員又は役員若しくは職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(役員及び職員の監督)

第9 実施団体は、その役員又は職員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該役員又は職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託に伴う措置等)

第10 実施団体は、個人情報を取り扱う事務を当該実施団体以外の者に委託するときは、当該委託に係る契約において、当該個人情報の安全管理が図られるよう当該委託を受けた者が講ずべき措置を明らかにするほか、当該委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第11 実施団体は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

(1) 法令等に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 実施団体は、第三者に提供される個人情報について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人情報を第三者に提供することができる。

(1) 第三者への提供を利用目的とすること。

(2) 第三者に提供される個人情報の項目

(3) 第三者への提供の手段又は方法

(4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止すること。

3 実施団体は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければな

らない。

4 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 実施団体が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

(3) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 実施団体は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

6 実施団体は、第三者に個人情報を提供する場合において、個人の権利利益の保護のために必要があると認められるときは、当該第三者に対し、当該個人情報について使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(オンライン結合による提供の制限)

第12 実施団体は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、オンライン結合（電気通信回線を用いて電子計算機その他の情報機器を結合し、実施団体以外の者が実施団体の保有する個人情報を随時入手し得る状態にするものをいう。）により個人情報を第三者に提供してはならない。

(保有個人データの登録等)

第13 実施団体は、保有個人データに関し、次に掲げる事項を記載した保有個人データ登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(1) 当該実施団体の名称

(2) 個人情報データベース等の名称

(3) 保有個人データの利用目的（第6第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

(4) 保有個人データ対象者の範囲

(5) 保有個人データの項目（要配慮個人情報が含まれるときは、その旨）

(6) 保有個人データの処理形態

(7) 保有個人データの取得先

(8) 保有個人データを第三者に提供することを利用目的とする場合は、当該第三者の名称

(9) 当該実施団体が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(10) その他実施団体が定める事項

第3章 保有個人データの開示、訂正及び利用停止

(開示申出)

第14 何人も、実施団体に対し、本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識

別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を申し出ることができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人が委任した代理人は、当該本人に代わって、前項に規定する開示の申出をすることができる。
- 3 死者に関する保有個人データについては、前2項の規定にかかわらず、当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族は、第1項に規定する開示の申出をすることができる。

（開示申出の手続）

第15 第14各項の規定に基づく開示の申出（以下「開示申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示申出書」という。）を実施団体に提出してしなければならない。

- (1) 開示申出をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 個人情報データベース等の名称その他の開示申出に係る保有個人データを特定するに足りる事項
- (3) その他実施団体が定める事項

2 開示申出をする者は、本人又はその代理人若しくは第14第3項の死者に関する保有個人データの開示の申出することができる者であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 実施団体は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施団体は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人データの開示義務）

第16 実施団体は、開示申出があったときは、開示申出に係る保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当該実施団体の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令等に違反することとなる場合

2 他の法令等の規定により、本人に対し第21第1項に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、前項の規定は適用しない。

（開示申出に対する措置）

第17 実施団体は、開示申出に係る保有個人データの全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施団体が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施団体は、開示申出に係る保有個人データの全部を開示しないとき（開示申出に係る保有個人データが記録された個人情報データベース等を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知しなけれ

ばならない。

(開示決定等の期限)

第18 第17各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示申出があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第15第3項の規定に基づき補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施団体は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施団体は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第19 開示申出に係る保有個人データが著しく大量であるため、開示申出があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第18の規定にかかわらず、実施団体は、開示申出に係る保有個人データのうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人データについては、相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施団体は、第18第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人データについて開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第20 開示申出に係る保有個人データに当該開示申出に係る実施団体、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示申出者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施団体は、開示決定等をするに当たって、当該保有個人データに係る第三者に対し、開示申出に係る保有個人データが記録された個人情報データベース等の表示その他実施団体が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施団体は、前項の規定に基づき意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人データの開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施団体は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第21 保有個人データの開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施団体が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人データの開示にあつては、実施団体は、当該個人情報データベース等の保存に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき保有個人データの開示を受ける者は、実施団体が定めるところによ

り、当該開示決定をした実施団体に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施団体が定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第17第1項に規定する通知があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 保有個人データの開示を受ける者は、開示の申出をした本人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。ただし、当該開示を受ける者が送付による開示を希望した場合は、この限りでない。

5 開示決定に基づき保有個人データの開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施団体に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、第3項ただし書きの規定を準用する。

(費用負担)

第22 開示申出を行い、文書又は図画の写しの交付を受ける者は、実施団体が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 開示申出を行い、電磁的記録の開示を受ける者は、当該電磁的記録の種別に応じ、実施団体が定める開示の実施の方法ごとに実施団体が定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(訂正申出)

第23 何人も、本人が識別される保有個人データの内容が事実でないと認めるときは、実施団体に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を申し出ることができる。

2 第14第2項及び第3項の規定は、訂正の申出（以下「訂正申出」という。）について準用する。

(訂正申出の手続)

第24 訂正申出は、次に掲げる事項を記載した書面を実施団体に提出してしなければならない。

(1) 訂正申出をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 個人情報データベース等の名称その他の訂正申出に係る保有個人データを特定するに足りる事項

(3) 訂正申出の趣旨及び理由

(4) その他実施団体が定める事項

2 訂正申出をする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を実施団体に提出し、又は提示しなければならない。

3 第15第2項及び第3項の規定は、訂正申出について準用する。

(保有個人データの訂正義務)

第25 実施団体は、訂正申出があった場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において、必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正をしなければならない。

(訂正申出に対する措置)

第26 実施団体は、訂正申出に係る保有個人データの訂正をするときは、その旨の決定を

し、訂正申出をした者（以下「訂正申出者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施団体は、訂正申出に係る保有個人データの訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第27 第26各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正申出があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第24第3項において準用する第15第3項の規定に基づき補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第18第2項の規定は、訂正決定等の期限について準用する。

（訂正決定等の期限の特例）

第28 実施団体は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、第27の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施団体は、第27第1項に規定する期間内に、訂正申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） この規定を適用する旨及びその理由

（2） 訂正決定等をする期限

（保有個人データの提供先への通知）

第29 実施団体は、訂正決定に基づく保有個人データの訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人データの提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（利用停止申出）

第30 何人も、本人が識別される保有個人データが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施団体に対し、当該各号に定める措置を求めることができる。

（1） 第4の規定に違反して取り扱われているとき又は第5の規定に違反して取得されたとき 当該保有個人データの利用の停止又は消去

（2） 第11第1項又は第12の規定に違反して第三者に提供されているとき 当該個人データの第三者への提供の停止

2 第14第2項及び第3項の規定は、利用の停止、消去又は提供の停止の申出（以下「利用停止申出」という。）について準用する。

（利用停止申出の手続）

第31 利用停止申出は、次に掲げる事項を記載した書面を実施団体にしてしなければならない。

（1） 利用停止申出をする者の氏名及び住所又は居所

（2） 個人情報データベース等の名称その他の利用停止申出に係る保有個人データを特定するに足りる事項

（3） 利用停止申出の趣旨及び理由

（4） その他実施団体が定める事項

2 第15第2項及び第3項の規定は、利用停止申出について準用する。

（保有個人データの利用停止義務）

第32 実施団体は、利用停止申出があった場合において、その申出に理由があると認めるときは、違反を是正するために必要な限度で、当該利用停止申出に係る保有個人データの利用の停止若しくは消去をし、又は第三者への提供の停止（以下「利用停止」という。）をしなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（利用停止申出に対する措置）

第33 実施団体は、利用停止申出に係る保有個人データの全部又は一部について利用停止するとき、その旨の決定をし、利用停止申出をした者（以下「利用停止申出者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施団体は、利用停止申出に係る保有個人データの利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第34 第33各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止申出があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第31第2項において準用する第15第3項の規定に基づき補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第18第2項の規定は、利用停止決定等の期限について準用する。

（利用停止決定等の期限の特例）

第35 実施団体は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、第34の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施団体は、第34第1項に規定する期間内に、訂正申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） この規定を適用する旨及びその理由

（2） 利用停止決定等をする期限

（苦情の処理）

第36 実施団体は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情があつたときは、適切かつ迅速な処理がなされるよう、必要な措置を講じなければならない。

第4章 救済措置

（異議の申出等）

第37 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（以下「決定等」という。）に不服のある者は、決定等を知った日の翌日から起算して60日以内に、実施団体に対し異議を申し出ることができる。

2 前項の異議の申出は、書面を提出してしなければならない。

3 実施団体は、第1項の異議の申出があつたときは、本部長の意見を聴いて、当該異議の申出に回答しなければならない。

（本部長への説明等）

第38 実施団体は、本部長から意見を述べるために必要と認める実施団体の役員又は職員に対する意見聴取又は書類の提出若しくは説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

第5章 雑則

第39 実施団体は、毎年度、個人情報の保護に関する措置の実施状況を取りまとめ、本部長に報告しなければならない。